

件名	愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例
主管課	消防防災安全課危機管理室
根拠法令等	防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年12月22日公布、平成19年1月9日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>防衛庁設置法等の一部を改正する法律が施行され、「防衛庁長官」が「防衛大臣」に改められたことに伴う規定整備</p> <p>（国民保護対策本部の会議）</p> <p>第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。</p> <p>2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他県職員以外の者を会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。</p> <p>3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき、<u>防衛庁長官</u>がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>防衛大臣</u></p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>国民保護対策本部の概要</p> <p>1 設置 知事は、武力攻撃事態等において、国から、国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けたときは、直ちに、国民保護対策本部を設置する。</p> <p>2 組織 (1) 本部長 知事 (2) 本部員 副知事・教育長・県警本部長等</p> <p>3 開催実績 なし</p>	